

---

# 第二次山口県再犯防止推進計画

《2024（令和6）年度～2028（令和10）年度》

（素案）

---

2023（令和5）年12月

山 口 県

# 目 次

第 1	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の目的	
2	計画の位置付け	
3	計画期間	
4	再犯防止の取組にかかる本県の現状	
第 2	県の取組事項	5
I	就労・住居の確保	6
1	就労の確保	6
2	住居の確保	8
II	保健医療・福祉的支援	10
1	高齢者又は障害のある人等への支援	10
2	薬物依存症者等への支援	13
3	広域・専門的支援	14
III	非行の防止と修学支援	15
IV	関係機関・団体等との連携強化	17
V	広報・啓発活動の推進	18
第 3	成果指標	19

# 第1 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の目的

全国の刑法犯<sup>※</sup>の認知件数<sup>※</sup>は減少し、2021（令和3）年には、戦後最少の約57万件となる一方で、検挙<sup>※</sup>人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は約48%に及び、「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

こうした中、2016（平成28）年12月に、再犯防止施策を推進することにより、国民が犯罪被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、「法」という。）が施行され、2017（平成29）年12月には、再犯防止等に関する政府の施策等を定めた「再犯防止推進計画」が策定されました。

その後、計画策定から5年が経過したことから、成果の検証や今後の課題を整理した上で、2023（令和5）年3月に、「第二次再犯防止推進計画」が策定され、新たに、地域による包摂を推進するための取組等が示されました。

県では、2019（平成31）年3月に策定した「山口県再犯防止推進計画」（第一次計画）に基づき、再犯防止の取組を推進しているところであり、今般の国計画に新たに示された内容を踏まえ、罪を犯した人等が立ち直り、再び地域社会の一員として、共に暮らすことができる、安心・安全な地域共生社会<sup>※</sup>の実現に向け、県が取り組む再犯防止の施策の方向性を明らかにするため、第二次計画を策定します。

## 2 計画の位置付け

この計画は、法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

## 3 計画期間

計画期間は2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までとします（5年間）。

なお、今後の社会情勢の変化や、国の計画の見直し、市町における再犯防止に関する取組状況等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

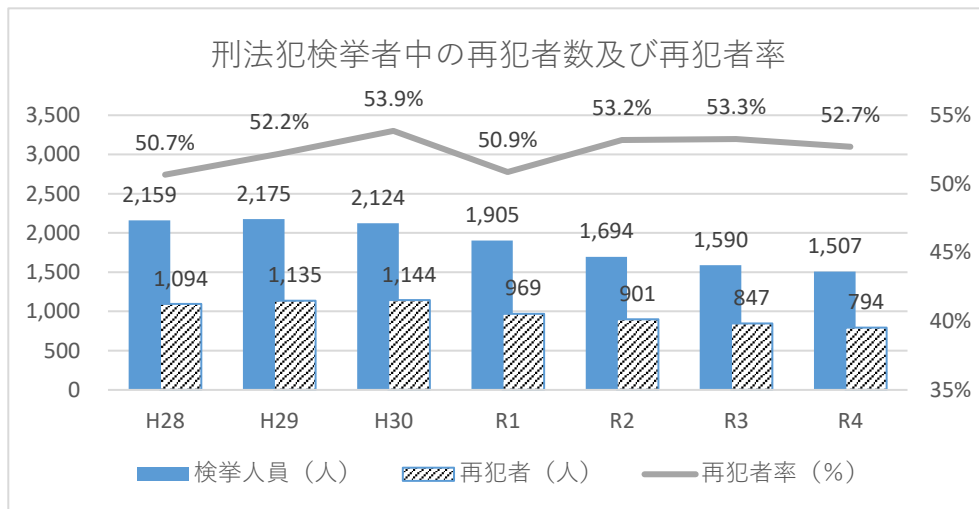
2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
第一次計画									
					第二次計画				

## 4 再犯防止の取組にかかる本県の現状

第一次計画に基づき、各種施策に取り組み、一定の成果があがってきていますが、再犯者率は横ばいとなっており、引き続き再犯を防止するための取組が必要です。

罪を犯した人たちの更生のためには、住居や就労の確保等の支援とともに、個々の対象者が抱える課題に応じた、息の長い支援につなげていくことが重要です。

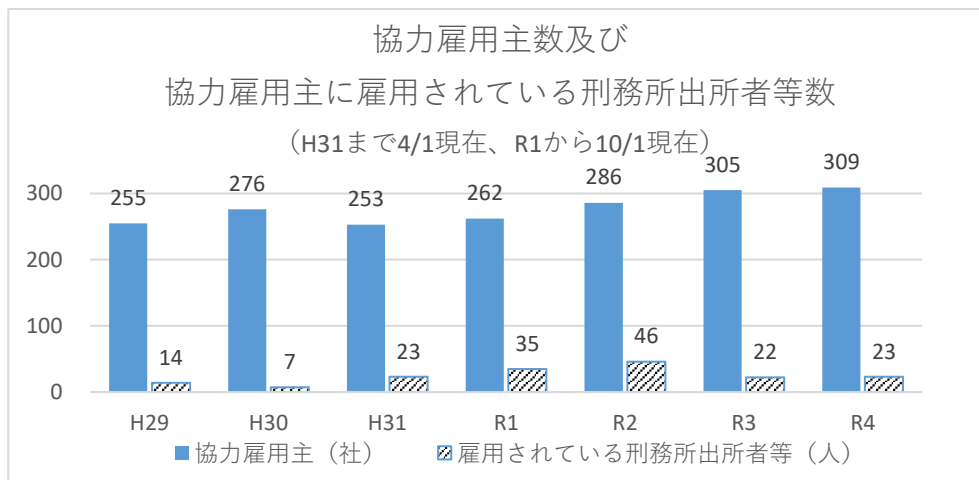
### (1) 再犯者数及び再犯者率の推移



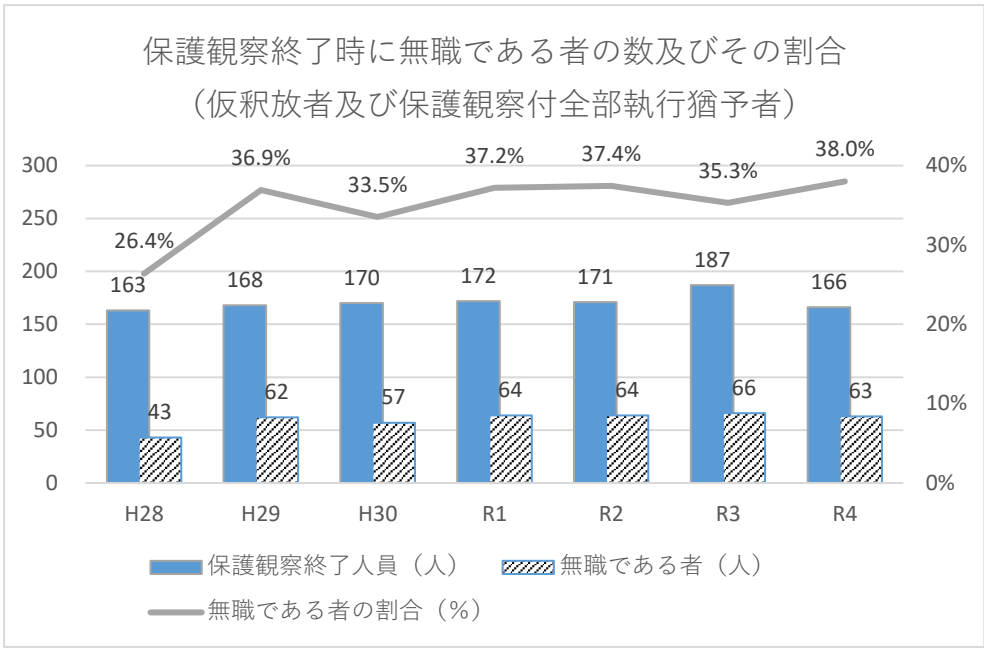
検挙人員、再犯者ともに減少傾向にあります。再犯者率は横ばいで推移しています。検挙された人の約2人に1人が犯罪を繰り返しており、再犯を防止する取組が必要です。

法務総合研究所の調査によると、自らの再犯の原因について、約5割が「感情をうまくコントロールできなかった」など、自身の内面の問題を挙げていると同時に、「仕事が見つからなかった」や「落ち着いて生活できる場所がなかった」等、安定した生活を送るために必要な環境面の問題も挙げられています。

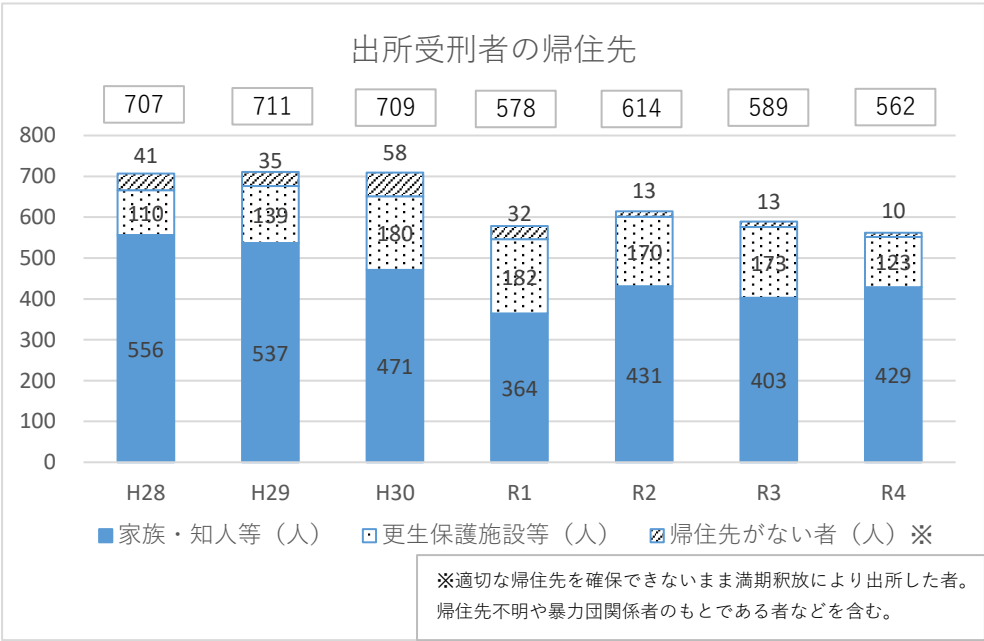
### (2) 支援対象者を取り巻く状況



雇用の側面から刑務所出所者等の自立を支える協力雇用主は、近年増加傾向にあります。実際に雇用されている人数は伸び悩んでいます。協力雇用主の確保だけでなく、雇用に結びつく支援が必要です。

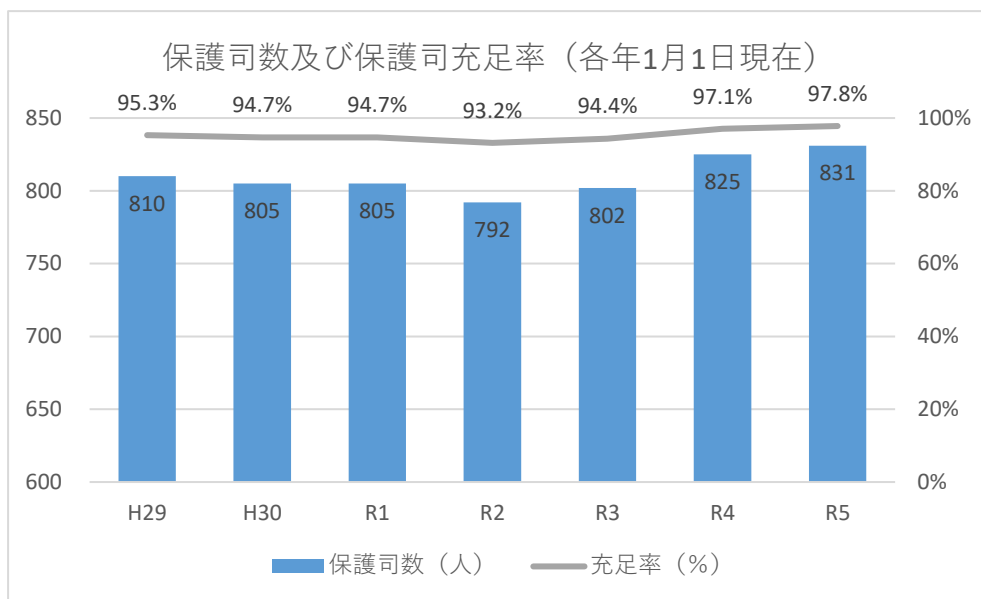


近年横ばいの状況が続いており、保護観察が終了した人の約3人に1人が就労先がないまま、地域社会に戻っています。生活の安定のためには就労の確保が重要であり、就労支援の取組が必要です。

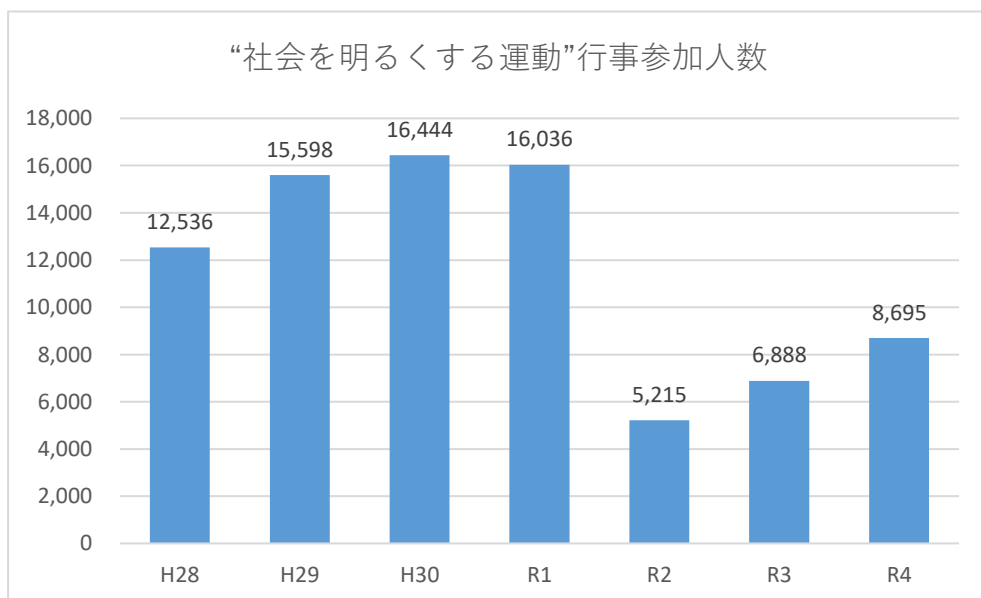


近年、出所受刑者数は減少傾向にあります。家族・知人等への帰住がかなわない人が一定数います。更生保護施設等の一時的な居場所を提供し、帰住先を確保する取組が必要です。

### (3) 民間協力者を取り巻く状況



犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える保護司は、山口県では定数850名に対し、毎年9割を超す水準を維持しています。しかしながら、保護司の高齢化が課題となっており、担い手確保に向けた取組が必要です。



更生保護への理解を深める“社会を明るくする運動”は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年以降は行事が制限されたことにより、参加人数が大幅に減少しています。しかしながら、デジタルコンテンツを用いた活動も始まるなど、ウィズコロナにおける活動が徐々に浸透し、参加人数は回復傾向にあります。

## 第2 県の取組事項

- 山口県再犯防止推進計画は、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を実施するため、国の再犯防止推進計画を勘案して、策定します。

### 【再犯防止推進法（2016(平成28)年12月施行)】

#### 第4条第2項

地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### 第8条第1項

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

### 【第二次再犯防止推進計画（2023(令和5)年3月閣議決定)】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

- 県では、国の第二次計画を踏まえ、広域自治体として取り組むべき施策について、5つの柱に整理し、その取組の方向性について記載します。

#### I 就労・住居の確保

- 1 就労の確保
- 2 住居の確保

#### II 保健医療・福祉的支援

- 1 高齢者又は障害のある人等への支援
- 2 薬物依存症者等への支援
- 3 広域・専門的支援

#### III 非行の防止と修学支援

#### IV 関係機関・団体等との連携強化

#### V 広報・啓発活動の推進

# I 就労・住居の確保

## 1 就労の確保

刑務所に再び入所した人のうち、約7割が再犯時に無職であったことなどを踏まえ、生活の安定のための就労の確保が重要です。

### (1) 国等の取組

#### 【就労支援の実施】

- 矯正施設\*では、刑務作業\*の一環として職業訓練が実施されており、ハローワークにおいては、矯正施設に出向いた職業紹介、職業講話のほか、保護観察\*対象者への専門の担当者による職業相談の実施等、就労に向けた支援が行われています。

#### 【生活環境の調整\*】

- 保護観察所では、出所に向け、帰住予定地の保護観察所と連携しながら、就労や居住の確保など、生活環境の調整に向けた取組が行われています。

#### 【協力雇用主の確保・支援】

- 保護観察所では、就業することが容易でない矯正施設出所者等を雇用し、自立及び社会復帰に協力する「協力雇用主」の確保・支援に取り組んでいます。県内の協力雇用主は、309社となっています。

(2022(令和4)年10月1日現在、出典：法務省資料)

- 矯正就労支援情報センター室(コレワーク)では、協力雇用主等に対し、受刑者等の資格や職歴などの雇用情報の提供や、採用手続の支援、相談窓口サービス等、刑務所出所者等を雇用するためのサポートをしています。

#### 【民間協力者の取組】

- 特定非営利活動法人\*である「山口県就労支援事業者機構\*」では、協力雇用主確保に向けた広報事業や助成事業等が行われています。
- 済生会山口地域ケアセンターにおいては、山口刑務所と連携し、介護に関する職業訓練を実施し、資格を取得した矯正施設出所者を介護職員として採用する等の取組が行われています。



## (2) 県の取組

県では、国等の取組を踏まえ、次の事項に取り組みます。

### ○ 生活困窮者に対する相談支援

- ・ 県・市町が設置する自立相談支援機関<sup>※</sup>において、本人の状況に応じた相談支援を行うとともに、ハローワーク等と連携した就労支援に取り組みます。

### ○ 一般就労が困難な人への就労支援

- ・ 一般就労が困難な人に対し、個々の能力や状況等に応じ、「生活困窮者就労準備支援事業<sup>※</sup>」や「生活困窮者就労訓練事業<sup>※</sup>」、「障害者就労支援事業<sup>※</sup>」等を活用し、一般就労に向けた支援の充実を図ります。

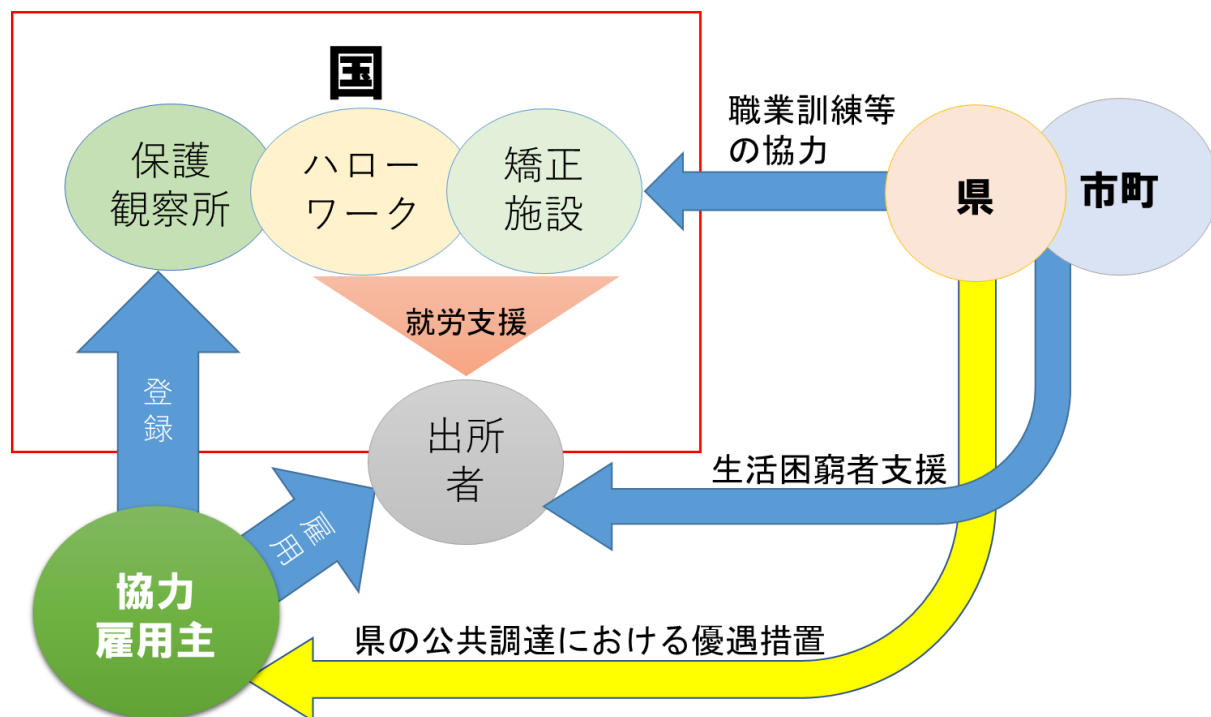
### ○ 協力雇用主への支援

- ・ 政策入札制度<sup>※</sup>を通じ、県が発注する公共調達を受注機会を拡大することにより、協力雇用主を支援します。

### ○ 矯正施設等における取組への協力

- ・ 矯正施設等が行う職業訓練等の取組に対し、必要な協力を努めます。

## ▼ 「就労の確保」取組のイメージ



## 2 住居の確保

刑務所満期出所者のうち約4割が、適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していること、また、住所が定まらないことから、福祉サービスを受けることが困難となっている人がおり、生活の安定のための住居の確保が重要です。

### (1) 国等の取組

#### 【生活環境の調整】

- 保護観察所では、出所に向け、帰住予定地の保護観察所と連携しながら、就労や居住の確保など、生活環境の調整に向けた取組が行われています。  
また、更生保護施設<sup>※</sup>や自立準備ホーム<sup>※</sup>のあっせんにより、一時的な帰住先の確保の取組が行われています。
- 高齢者や障害のある人等、矯正施設出所にあたり、特別な配慮や支援が必要な人に対しては、矯正施設、保護観察所、県地域生活定着支援センター<sup>※</sup>（県社会福祉協議会に設置）が一体となって、社会福祉施設等への入所等の調整（いわゆる特別調整<sup>※</sup>）が行われています。

#### 【住宅セーフティネット制度<sup>※</sup>】

- 住宅確保要配慮者<sup>※</sup>の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や、居住支援協議会<sup>※</sup>の仕組みなど、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るための住宅セーフティネット制度を創設し、制度の円滑な運用を図っています。

一時的な帰住先に関するコラム

## (2) 県の取組

県では、国等の取組を踏まえ、次の事項に取り組みます。

### ○ 住宅セーフティネット制度による民間賃貸住宅への円滑な入居促進

- ・ 民間賃貸住宅の所有者等に対し、住宅セーフティネット制度の周知を図り、入居可能な住宅の登録を促進します。
- ・ 県、市町、不動産関係団体、居住支援団体\*等からなる「山口県居住支援協議会」の枠組みを活用し、住宅の情報提供などを行い、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に努めます。

### ○ 公営住宅での受入れ

- ・ 公営住宅の入居に関する相談窓口や募集状況等について、ホームページ等を活用した情報の提供に努めます。

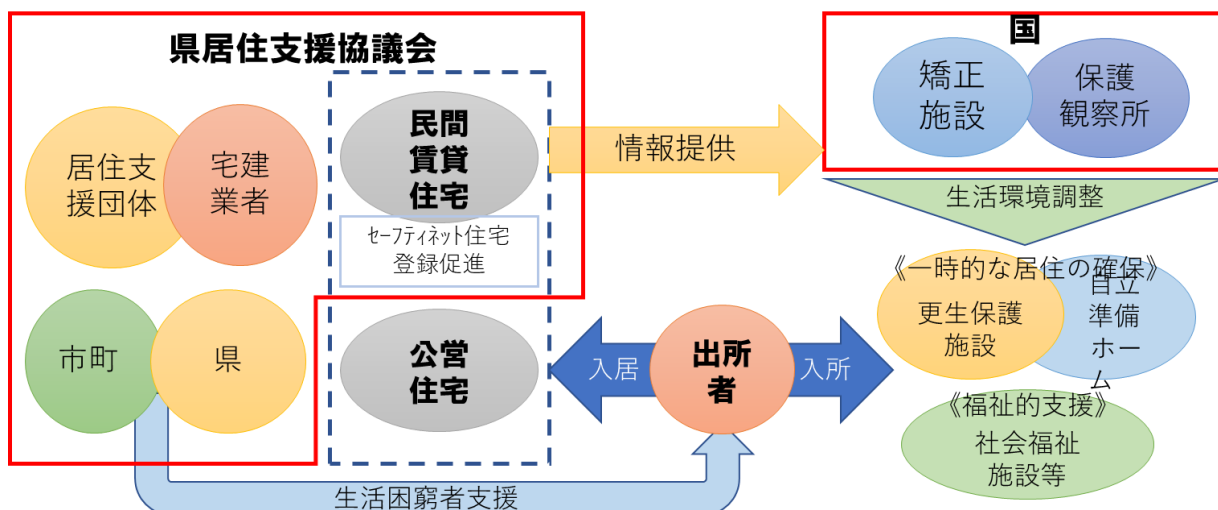
### ○ 生活困窮者に対する相談支援等

- ・ 県・市町が設置する自立相談支援機関において、本人の状況に応じ、住居の確保に向けた相談支援を行います。
- ・ 離職等により、住居を失うおそれのある人に対して、「住居確保給付金\*」の支給等を通じ、継続的な住居の確保に向けた支援を行います。

### ○ 一時的な居住の確保

- ・ 生活困窮者自立支援制度における「一時生活支援事業\*」の実施等、市町の実情に応じた取組を促進します。

## ▼ 「住居の確保」取組のイメージ



## Ⅱ 保健医療・福祉的支援

高齢者や障害がある人等、適切な支援がなければ、自立した社会生活を送ることが困難な人に対しては、円滑な社会復帰や再犯の防止に向け、保健医療・福祉的支援に取り組むことが重要です。

### 1 高齢者又は障害のある人等への支援

#### (1) 国等の取組

##### 【矯正施設等における福祉的支援】

- 高齢者や障害のある人等、矯正施設出所にあたり、特別な配慮や支援が必要な人に対しては、矯正施設、保護観察所、県地域生活定着支援センターが一体となって、社会福祉施設等への入所等の調整（いわゆる特別調整）が行われています。
- また、高齢者や障害のある人等が、矯正施設出所後に、円滑に福祉サービスが利用できるよう、サービス受給のための各種手続を進めるなど、県、市町等と連携した取組が行われています。

##### 【刑事司法手続<sup>\*</sup>の入口段階での支援】

- 矯正施設出所者だけではなく、起訴猶予<sup>\*</sup>者等においても、保健医療・福祉的支援が必要な場合があり、検察庁<sup>\*</sup>においては、保護観察所や福祉関係機関等と連携し、適切な受入施設等のコーディネートを行う「つなぎ支援」が実施されています。
- 県弁護士会においては、福祉専門職と連携した弁護活動が行われています。また、県弁護士会、県社会福祉士会、県精神保健福祉士協会、県社会福祉協議会の四会連携により、刑事司法手続の入口段階での具体的な支援のあり方について、検討が進められています。

## (2) 県の取組

県では、国等の取組を踏まえ、次の事項に取り組みます。

### ○ 県地域生活定着支援センターの取組の充実

- ・ 高齢者や障害のある人等が、矯正施設出所後、必要な保健医療・福祉サービスを利用できるよう、保護観察所や市町等と連携し、円滑な調整を行うとともに、相談支援機能の充実を図ります。
- ・ 刑事司法手続の入口段階にある被疑者<sup>※</sup>・被告人<sup>※</sup>等で高齢又は障害等により自立した生活を営むことが困難な人に対して、釈放後ただちに福祉サービス等を利用できるように支援を行います。
- ・ 犯罪をした人等の社会復帰や、保護司等民間協力者の活動を支援するため、ホームページ等を活用し、福祉サービスや日常生活支援等に関する情報発信の充実を図ります。

### ○ 特別調整の対象とならない人への支援

- ・ 特別調整に準ずる人<sup>※</sup>への支援として、福祉的支援が必要な人に対し、福祉サービスの利用支援や福祉施設等への入所のあっせん等を行います。
- ・ 保護観察期間が終了する人への支援として、福祉的支援が必要な人に対し、個人のニーズに応じた帰住先確保等の支援や、日常生活上の相談や福祉サービスを利用するための相談窓口等へのつなぎ支援を行います。

### ○ 地域における福祉的支援

- ・ 保護司<sup>※</sup>や民生委員<sup>※</sup>、社会福祉協議会等との連携を強化し、見守り・支え合い体制の充実や日常生活自立支援事業<sup>※</sup>の利用等、日常生活における福祉的支援を進めます。

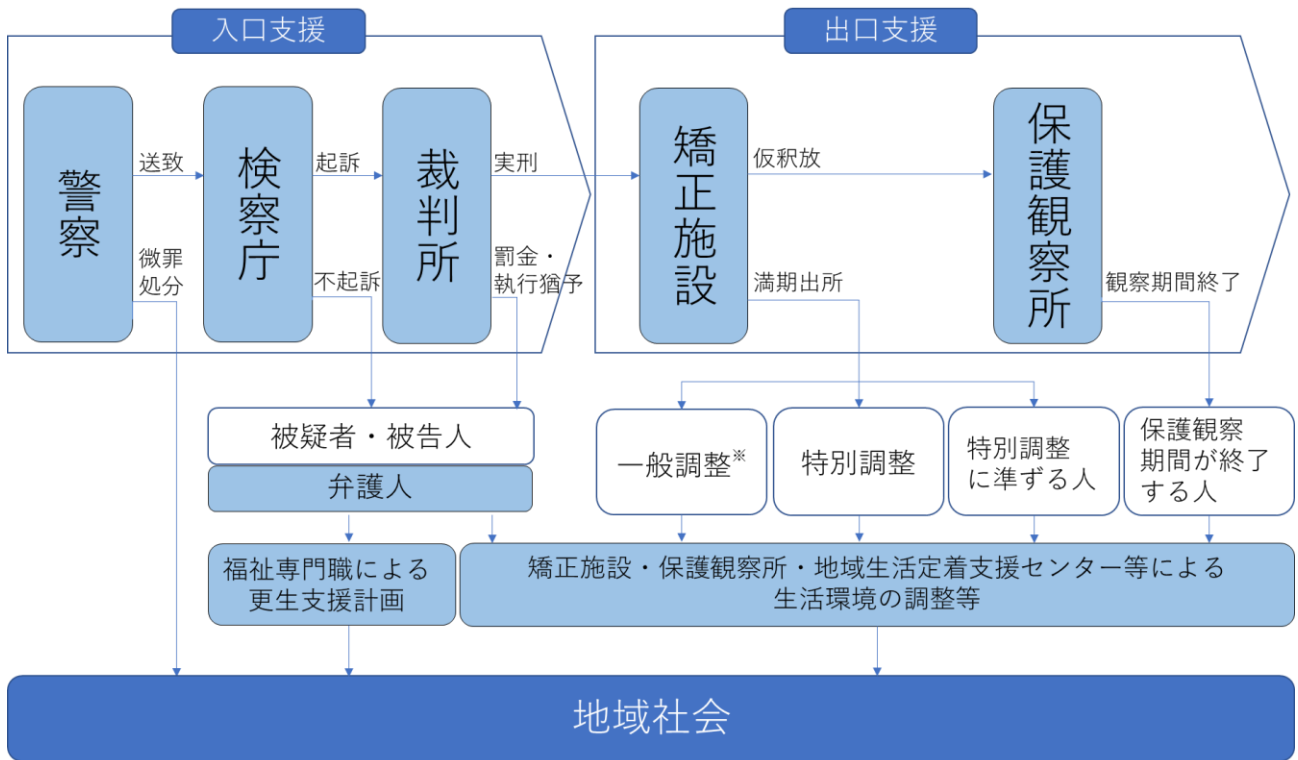
### ○ 市町の相談窓口や社会福祉施設等の理解促進

- ・ 市町の相談窓口や社会福祉施設等に対し、犯罪をした人等の社会復帰に向けた支援について、理解を促進します。

### ○ 矯正施設等における福祉的支援への協力

- ・ 高齢者や障害のある人等が、矯正施設出所に向け、福祉サービス利用のための各種手続等が円滑に行えるよう、矯正施設等の取組に協力します。

▼ 刑事司法手続の流れと支援対象者の範囲



地域生活定着支援センターに関するコラム

## 2 薬物依存症者等への支援

覚醒剤取締法違反の出所受刑者は、他の罪と比べて再入率が高く、短期間に犯罪を繰り返しやすい特徴があります。また、近年は若年者の大麻取締法違反の検挙者数が増加しており、大麻の乱用防止に向けた取組を進めるとともに、依存症者への支援にあたっては、薬物、アルコール、ギャンブルなどの依存症は原因と症状に類似性を持つことから、関係機関が連携した取組が重要です。

### (1) 国等の取組

#### 【広報・啓発活動の充実】

- 薬物乱用を許容しない環境づくりが最大の再犯防止策であることを踏まえ、薬物乱用を未然に防止するため、広く国民に対し、効果的な広報・啓発を実施しています。

#### 【効果的な指導の実施】

- 矯正施設では、専門プログラムにより回復に向けた指導を実施するとともに、関係機関と連携した生活環境の調整や社会復帰支援の充実が図られています。

### (2) 県の取組

県では、国等の取組を踏まえ、次の事項に取り組みます。

#### ○ 県薬物乱用対策推進本部※を中心とした総合的な取組の推進

- ・ 薬物乱用防止指導員※や薬物乱用防止推進員※等と連携し、学校等を通じた児童・生徒・学生への普及啓発に取り組みます。
- ・ 薬物依存症に関するリーフレットの作成や、街頭キャンペーン等を通じた地域住民への普及啓発、デジタルツール等の媒体を活用した効果的な広報・啓発に取り組みます。
- ・ 精神保健福祉センター※等における個別相談や「家族教室※」の開催、DARC（ダルク）※が行う「薬物ミーティング」への協力など、依存症者本人や家族への支援に取り組みます。
- ・ 薬物依存症等に対する医療機関の取組拡大に努めます。

#### ○ 様々な依存症者への支援

- ・ 精神保健福祉センターでは、薬物のほか、アルコールやギャンブル依存症に関する相談について、本人やその家族等に対する相談支援を行います。
- ・ 依存症者等が参加する自助グループへの支援を行うとともに、回復支援にあたり、病院やその他関係機関との相互協力に努めます。

### 3 広域・専門的支援

再犯の防止のためには、罪種ごとに認められる特徴や各個人の特性を的確に把握し、それらに応じた効果的な指導等を行うことが重要です。刑事司法手続を離れた者が、地域社会で特性に応じた支援を受けることができる体制づくりを進めていくことが重要です。

#### (1) 国等の取組

##### 【特性に応じた指導等の充実】

- 矯正施設では、被虐待体験や摂食障害等の問題を抱える女性や暴力団関係者等再犯リスクが高い者、ストーカー加害者等、それぞれの対象者の特性に応じた指導や支援の充実が図られています。

#### (2) 県の取組

県では、国等の取組を踏まえ、次の事項に取り組みます。

##### ○ 特性に応じた効果的な支援の充実

- ・ 生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など、困難な問題を抱える女性の自立に向けて、男女共同参画相談センターを中核として多様な支援を包括的に提供する体制を整備し、関係機関及び民間団体と協働しながら、相談支援やアウトリーチ支援、居場所の提供など、女性に寄り添ったきめ細かな支援を実施します。
- ・ 暴力追放運動推進センターにおいて、暴力団を離脱し、更生する意思を有している者に対し、更生援助金を支給します。
- ・ 県内企業24社が加盟する「山口県暴力団員社会復帰対策協議会」において、暴力団を離脱した就労希望者の受入可能先となって支援を行います。
- ・ 精神医学的治療制度として、ストーカー加害者に対し、精神科医や臨床心理士への受診勧奨を行うとともに、精神科医等からの助言を踏まえて、警察官が当該加害者への対応を行います。



### Ⅲ 非行の防止と修学支援

非行は、家庭、学校、地域の問題が複雑に絡み合っていて発生しており、それぞれの緊密な連携のもと、一体的な非行防止と修学支援を推進していくことが重要です。

#### 1 国等の取組

##### 【法務少年支援センター※】

- 少年鑑別所※では「法務少年支援センター」を設置し、非行犯罪防止に関するノウハウの地域への還元や、カウンセリングの実施等、非行傾向のある少年及びその家族等への支援が行われています。

##### 【民間協力者の取組】

- 保護司は、非行少年等の更生保護※活動を担っており、多くの保護区で、学校連携部会を設置し、コミュニティ・スクール※に参画する等の取組が行われています。
- 更生保護女性会※では、保護観察対象者の社会貢献活動への協力のほか、地域におけるあいさつ運動、見守り活動など、学校と連携した取組等が行われています。
- BBS会※では、非行少年等に対し、兄や姉のような立場から、立ち直りを支援するとともに、非行防止に向けた活動が行われています。

保護司会の取組に関するコラム

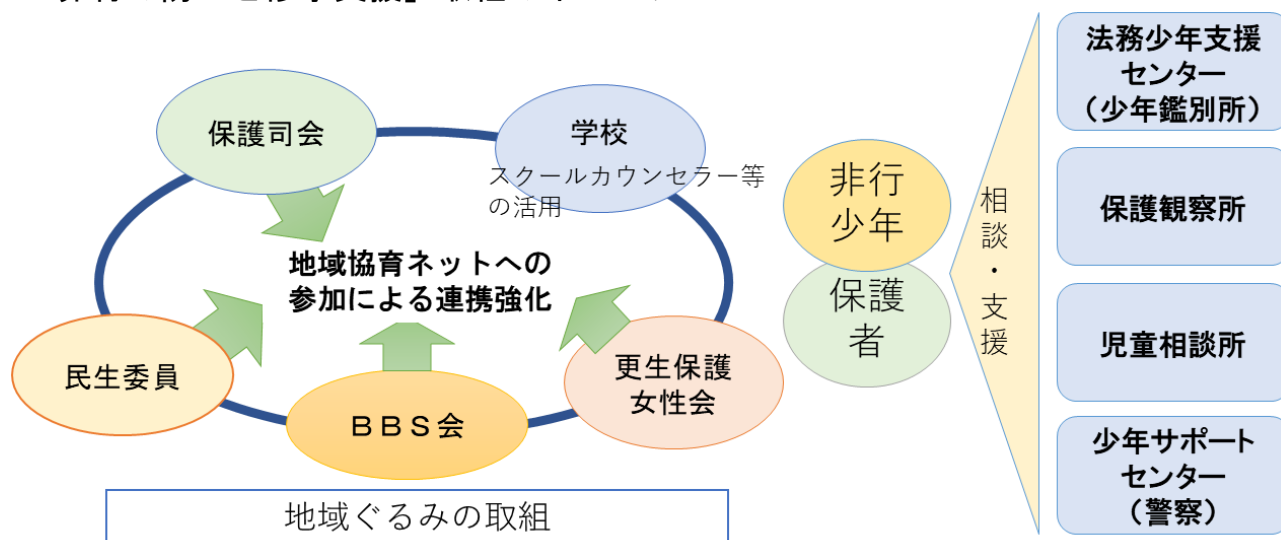
## 2 県の取組

県では、国等の取組を踏まえ、次の事項に取り組みます。

### ○ 学校・地域が一体となった非行防止や修学支援の充実

- 全ての公立学校にスクールカウンセラー※を配置するとともに、スクールソーシャルワーカー※の活用等により、いじめや不登校への対応等、一人ひとりの状況に応じた相談支援を行います。
- 保護観察の処分を受けた少年の再非行の防止や修学支援に向け、保護司（保護司会）と学校の連携強化を進めるとともに、国関係機関と学校関係機関の相互協力に努めます。
- 保護司会や更生保護女性会、BBS会、民生委員等との連携を強化し、地域ぐるみで子どもを育む「地域協育ネット※」を活かした非行防止の取組の充実を図ります。
- 児童相談所※や少年サポートセンター※（警察）における、相談支援等の充実を図ります。
- 市町、学校、地域等が連携して、子どもの居場所づくりや生活困窮家庭・ひとり親家庭等の学習支援を行います。
- 法務少年支援センター山口（山口少年鑑別所）の専門的な相談支援機能と連携し、効果的な非行防止の取組を進めます。

### ▼「非行の防止と修学支援」取組のイメージ



## IV 関係機関・団体等との連携強化

犯罪をした人等が地域社会の一員として包摂され、立ち戻ることができる環境の整備を進めるため、国と地方公共団体だけでなく、地域社会における関係機関、民間協力者等が相互に連携し支援する体制が重要です。

県内では、保護司(830人)や更生保護女性会(会員3,064人)、BBS会(会員94人)等、多数の民間協力者が活発に活動されており、更生保護や非行防止の取組を支えています。(人数は令和5年4月1日現在、BBS会のみ令和5年1月1日現在。山口保護観察所資料による)

### 1 国等の取組

#### 【地方公共団体の取組への支援】

- 国においては、地方公共団体の再犯防止の推進にむけた取組の促進や、情報・知見の提供をしています。

#### 【地域における支援の連携強化】

- 保護観察所では、更生保護に関する専門的知識を活用し、地域住民、地方公共団体、民間団体等からの相談に応じて必要な情報の提供や助言等を通じ、支援の充実を図っています。

### 2 県の取組

県では、国等の取組を踏まえ、次の事項に取り組みます。

#### ○ 関係機関との連携強化

- ・ 就労・住居・福祉など、支援の内容に応じた連携を強化します。
- ・ 国や県、市町及び関係機関・団体で構成する「やまぐち再犯防止推進ネットワーク」を活用して、再犯防止の取組にかかる情報共有や意見交換等を実施し、関係者間での相互連携を強化します。

#### ○ 保護司等民間協力者との連携強化

- ・ 保護司会、更生保護女性会、BBS会等、民間協力者団体が実施する研修会への協力など、関係団体との連携を強化します。
- ・ ホームページ等を通じ、県や市町の施策や、保健医療・福祉サービスの相談窓口等の情報提供等を行い、民間協力者の日々の活動を支援します。

## V 広報・啓発活動の推進

犯罪や非行の防止と、犯罪をした人等の更生について、広く県民の理解を深めるとともに、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くことが重要です。

### 1 国等の取組

#### 【社会を明るくする運動\*】

○ 全国的な取組である「社会を明るくする運動」については、本県では県内98の機関・団体により県推進委員会が組織され、概ね市町ごとに設置された地区推進委員会と連携し、全県的な取組が行われています。

本運動では、地元の保護司会を中心に、首長への総理大臣メッセージ伝達、街頭での啓発活動や講演会など、積極的な広報・啓発活動を展開しているほか、小・中学生に本運動に対する理解を深めてもらうことを目的として、作文コンテストを実施しています。

(令和4年関連行事参加者数8,695人、作文コンテスト応募数：小学生1,106点、中学生2,224点 出典：法務省資料)

### 2 県の取組

県では、国等の取組を踏まえ、次の事項に取り組みます。

#### ○ 犯罪や非行の防止と更生に関する県民の理解促進

- ・ 「社会を明るくする運動」を通じ、犯罪や非行の防止と更生に関する県民の理解を促進するための、全県的な広報・啓発活動に取り組みます。

(参考) 「社会を明るくする運動強調月間」 : 7月  
法に基づく「再犯防止啓発月間」 : 7月

- ・ 「山口県再犯防止推進ポータルサイト」を通じ、県や市町の取組、関係機関、団体等の紹介等の情報発信を行い、再犯防止の取組にかかる、普及・啓発に取り組みます。

#### ○ 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進

- ・ 「やまぐち犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会\*」を中心に、地域ぐるみの防犯活動等を通じ、県民の防犯意識向上に取り組みます。

### 第3 成果指標

再犯の防止等に関する施策を進める上での成果指標を次のとおり設定し、その達成に向けて取組を進め、達成状況を検証します。

刑法犯検挙者中の再犯者数を20%以上減少させる  
基準値：794人（2022（令和4）年）  
↓  
目標値：635人（2028（令和10）年）

幸福の黄色い羽根に関するコラム

## 用語解説

本文中、以下の用語について最初に使用されるページに、「\*」を付けて用語解説をします。

### い ○一時生活支援事業

生活困窮者自立支援制度における取組の一つで、住居を持たない人等、不安定な住居形態にある人に一定期間宿泊場所や衣食を提供する事業。

### ○一般調整

高齢又は障害を有し、適当な帰住先はあるものの、福祉的支援が必要な受刑者が釈放後速やかに、適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるよう、矯正施設や保護観察所、地域生活定着支援センターが行う出所後の生活環境の調整。

### か ○家族教室

薬物問題で悩んでいる家族に、正しい知識と回復につながる対応について学んでもらうための学習の場。

### き ○起訴猶予

不起訴処分のうち、犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況等により訴追しないもの。

### ○矯正施設

犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。

### ○居住支援協議会

住宅セーフティネット制度において、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進することを目的に、地方公共団体、不動産関係団体、県社会福祉協議会等で組織された協議体。

### ○居住支援団体

住宅確保要配慮者の円滑な入居の支援等を行う、社会福祉法人やNPO法人等の民間団体。契約手続きの立会い等の入居前の支援や電話相談、緊急時の対応等の入居後の支援を行う。

### け ○刑事司法手続

犯罪をした人等に対する、検察、裁判、矯正及び更生保護までの一連の手続き。

## ○刑法犯

刑法、暴力行為等処罰法、組織犯罪処罰法等に規定される犯罪。

## ○刑務作業

刑法に規定された懲役刑の受刑者に対し、改善更生及び円滑な社会復帰を図るための矯正施設における処遇。

## ○検挙

犯罪について被疑者を特定し、検察庁への送致や必要書類の送付に必要な捜査を遂げること。

## ○検察庁

法務省に置かれる特別の機関であり、検察官の行う事務を統括するところ。

## こ ○更生保護

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける取組。

## ○更生保護施設

保護観察所が、宿泊場所や食事の供与、就職援助、生活指導等を委託する宿泊施設。法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等が設置するもの。

## ○更生保護女性会

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。

## ○コミュニティ・スクール

学校の課題解決や、学校・家庭・地域が連携・協働しながら子どもたちの豊かな学びや成長を支えていくことを目的として、保護者や地域住民が学校運営に参画するための「学校運営協議会」が設置されている学校のこと。

## し ○児童相談所

児童福祉法に基づき、各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関。子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を要するものに応ずる。

## ○社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。

### ○住居確保給付金

生活困窮者自立支援制度における取組の一つで、離職等により経済的に困窮し、住居を失った人又はその恐れがある人に対する給付金。

### ○住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障害のある人等、住宅の確保に特に配慮を要する者。

### ○住宅セーフティネット制度

住宅確保要配慮者に対する支援制度。賃貸住宅の登録制度、登録住宅への経済的支援、住宅確保要配慮者への居住支援の3つの大きな柱から成り立っている。

### ○就労支援事業者機構

協力雇用主を中心に、事業者の立場から犯罪をした人等の就労支援を通じ、円滑な社会復帰と安全な地域社会を実現することを目的として活動する団体。

### ○障害者就労支援事業

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとして、一般就労が困難な人に就労機会等を提供する就労継続支援と、一般就労に向けて支援する就労移行支援を行う。

### ○少年鑑別所

専門的知識及び技術に基づいた鑑別、家庭裁判所の決定により収容している者に対する処遇、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを目的とする法務省所管の施設。

### ○少年サポートセンター

各都道府県警察に設置され、ボランティアや教職員と連携して、街頭補導や非行少年の立ち直り支援等に取り組む機関。

### ○自立準備ホーム

保護観察所が、宿泊場所や食事の供与、就職援助、生活指導等を委託する宿泊施設。あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者が設置するもの。

### ○自立相談支援機関

生活困窮者に対して包括的な支援を提供するために、自立相談支援事業を実施する機関。福祉事務所設置自治体は、自立相談支援機関を一つ以上常設する必要がある。

## す ○スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有し、学校において、児童生徒や保護者へのカウンセリングなどを行う専門家。



### ○スクールソーシャルワーカー

社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用により、問題を抱える児童生徒への支援を行う専門家。

## せ ○生活環境の調整

矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰に必要な生活環境を整えること。

### ○生活困窮者就労訓練事業

生活困窮者自立支援制度における取組の一つで、認定を受けた民間事業者が、自立相談支援機関のあっせんに応じて、就労に困難を抱える人を受け入れ、その状況に応じた就労の機会の提供を行うとともに、生活面や健康面での支援を行う事業。

### ○生活困窮者就労準備支援事業

生活困窮者自立支援制度における取組の一つで、生活リズムが崩れている、勤労意欲が低下している等、様々な理由で就労の準備が整っていない人に対して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。

### ○政策入札制度

県の政策課題に寄与する取組を行っている事業者を優先して指名する入札制度。

### ○精神保健福祉センター

都道府県と政令指定都市に設置が義務づけられている「精神保健福祉に関する総合的技術センター」として、地域精神保健福祉活動推進の中核となるための機能を備えた機関。

## た ○DARC（ダルク）

ドラッグ(薬物)、アディクション(嗜癖、病的依存)、リハビリテーション(回復)、センター(施設、建物)の頭文字を組み合わせた造語で、覚せい剤、危険ドラッグ、有機溶剤(シンナー等)、市販薬、その他の薬物から解放されるためのプログラムを行う民間施設。

## ち ○地域協育ネット

概ね中学校区を一つの単位として、学校関係者や保護者、地域の社会教育団体、専門機関等とのネットワークを形成し、地域ぐるみで子どもたちの育ちや学びを支援する仕組み。

### ○地域共生社会

地域住民等が互いに見守り支え合い、年齢や性別、障害の有無等に関わりなく、誰もが安心していきいきと暮らしていける地域社会。

### ○地域生活定着支援センター

高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設出所者等に対し、出所後直ちに福祉サービス等につなげる準備を、保護観察所等と協働して実施する機関。

## と ○特定非営利活動法人

保健・医療・福祉や環境保全、災害救援、まちづくりなど、様々な分野における営利を目的としない市民の自発的意思による活動団体。特定非営利活動促進法の規定により設立された法人で、NPO法人とも呼ばれる。

### ○特別調整

高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者や少年院在院者が、釈放後速やかに、適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるよう矯正施設や保護観察所、地域生活定着支援センターが行う出所後の生活環境の調整。

### ○特別調整に準ずる人

特別調整の対象者にはならないが、高齢ではないものの老年に起因する症状がある又は障害者手帳を有していないが身体障害、知的障害若しくは精神障害があると認められ、出所にあたって福祉的支援が必要となる人。

## に ○日常生活自立支援事業

日常生活上の判断が十分できず日常生活に不安がある方々が、地域で安心して生活できるよう、日常的な金銭管理、重要書類の預かり等の支援を行う事業。

### ○認知件数

犯罪について、被害の届出、告訴、告発その他の端緒により、警察等が発生を認知した事件の数。

## ひ ○被疑者

犯罪の嫌疑のある者であって、いまだ検察官から起訴されていない者。

### ○被告人

検察官から起訴され、訴訟が係属中の者。

### ○BBS会

非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等（BBS運動（Big Brothers and Sisters Movement））を行う青年のボランティア団体。

## ほ ○法務少年支援センター

少年鑑別所が、少年非行等に関する専門的知識やノウハウを活用して、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動の支援等を行う際に使用する名称。

## ○保護観察

犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するよう、法律や裁判等で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導・支援を行うもの。

## ○保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。

## み ○民生委員

地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進に努めるボランティアであり、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。

## や ○薬物乱用対策推進本部

県を中心に、覚醒剤、大麻及び危険ドラッグ等の違法薬物の乱用の根絶を期し、健全な社会を構築することを目的に、関係機関・団体が連携を密にし、総合的かつ効果的な乱用防止対策について協議する組織。

## ○薬物乱用防止指導員

児童、生徒、学生を対象に薬物乱用防止の啓発活動を行う学校薬剤師で、県薬物乱用対策推進本部長が委嘱する。

## ○薬物乱用防止推進員

地域において薬物乱用防止の啓発活動を行うボランティアで、県薬物乱用対策推進本部長が委嘱する。

## ○やまぐち犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会

県民が安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現に向けた、県、市町及び関係団体等の連携による、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進主体。